六　当該申請をした銀行持株会社の子会社である銀行又は当該認可に係る他業銀行業高度化等会社等の顧客に対し、当該銀行の銀行としての取引上の優越的地位又は当該他業銀行業高度化等会社等の業務における取引上の優越的地位を不当に利用して、当該銀行の業務に係る取引の条件若しくは実施又は当該他業銀行業高度化等会社等の業務に係る取引の条件若しくは実施について不利益を与える行為が行われる著しいおそれがないと認められること。

七　当該申請をした銀行持株会社の子会社である銀行又は当該認可に係る他業銀行業高度化等会社等が行う取引に伴い、当該銀行持株会社の子会社である銀行又は当該他業銀行業高度化等会社等が行う業務に係る顧客の利益が不当に害される著しいおそれがないと認められること。

3　前二項の規定は、法第五十二条の二十三第四項ただし書の認可（銀行持株会社若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有することとなった他業銀行業高度化等会社の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有すること又は子会社となつた外国の銀行業高度化等会社を引き続き子会社とすることについての認可に限る。）について準用する。

4　第一項及び第二項の規定は、法第五十二条の二十三第十二項において準用する同条第三項の認可（他業銀行業高度化等会社に該当する子会社としようとすることについての認可に限る。）及び同条第十五項の認可について準用する。

5　法第二条第十一項の規定は、第一項並びに第二項第一号、第四号及び第五号（これらの規定を前二項において準用する場合を含む。）並びに第三項に規定する議決権について準用する。

（銀行持株会社及びその子会社に類する者）

第三十四条の十九の三　法第五十二条の二十三の二第一項第一号イに規定する内閣府令で定めるものは、当該銀行持株会社の子会社等（当該銀行持株会社の子会社（銀行並びに法第五十二条の二十三第一項第一号及び第六号に掲げる会社に限る。）を除く。）とする。

（特例子会社対象業務を営む会社を持株特定子会社とすることについての認可の申請等）

第三十四条の十九の五　銀行持株会社は、法第五十二条の二十三の二第三項の規定による特例子会社対象業務会社（同条第一項各号に掲げる会社をいう。以下この条及び第三十五条第三項第十六号において同じ。）を持株特定子会社（法第五十二条の二十三の二第一項に規定する持株特定子会社をいう。以下この条並びに第三十四条の十九の九第一項第一号及び第二項において同じ。）とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一　［略］

二　当該銀行持株会社に関する次に掲げる書面

［イ・ロ　略］

ハ　株式交換により特例子会社対象業務会社を持株特定子会社とする場合には、次に掲げる書面

［(1)～(3)　略］

ニ　株式交付により特例子会社対象業務会社を持株特定子会社とする場合には、次に掲げる書面

［(1)～(3)　略］

六　当該申請をした銀行持株会社の子会社である銀行又は当該認可に係る銀行業高度化等会社の顧客に対し、当該銀行の銀行としての取引上の優越的地位又は当該銀行業高度化等会社の業務における取引上の優越的地位を不当に利用して、当該銀行の業務に係る取引の条件若しくは実施又は当該銀行業高度化等会社の業務に係る取引の条件若しくは実施について不利益を与える行為が行われる著しいおそれがないと認められること。

七　当該申請をした銀行持株会社の子会社である銀行又は当該認可に係る銀行業高度化等会社が行う取引に伴い、当該銀行持株会社の子会社である銀行又は当該銀行業高度化等会社が行う業務に係る顧客の利益が不当に害される著しいおそれがないと認められること。

3　前二項の規定は、法第五十二条の二十三第七項ただし書の規定による認可（銀行持株会社若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有することとなつた銀行業高度化等会社の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有すること又は子会社となつた外国の銀行業高度化等会社を引き続き子会社とすることについての認可に限る。）について準用する。

4　第一項及び第二項の規定は、法第五十二条の二十三第八項において準用する同条第六項の規定による認可（銀行業高度化等会社に該当する子会社としようとすることについての認可に限る。）及び同条第九項の規定による認可について準用する。

5　法第二条第十一項の規定は、第一項（前二項において準用する場合を含む。）、第二項第一号、第四号及び第五号並びに第三項に規定する議決権について準用する。

（銀行持株会社及びその子会社に類する者）

第三十四条の十九の三　法第五十二条の二十三の二第一項第一号イに規定する内閣府令で定めるものは、第三十四条の十六第一項各号に掲げるものとする。

（特例子会社対象会社を持株特定子会社とすることについての認可の申請等）

第三十四条の十九の五　銀行持株会社は、法第五十二条の二十三の二第三項の規定による特例子会社対象会社（同条第一項に規定する特例子会社対象会社をいう。以下この条において同じ。）を持株特定子会社（同条第一項に規定する持株特定子会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一　［同上］

二　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　株式交換により特例子会社対象会社を持株特定子会社とする場合には、次に掲げる書面

［(1)～(3)　同上］

ニ　株式交付により特例子会社対象会社を持株特定子会社とする場合には、次に掲げる書面

［(1)～(3)　同上］